国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.
Press Release

令和８年１１月１７日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、平岩建設株式会社（埼玉県所沢市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

＜発表記者クラブ＞　竹芝記者クラブ　埼玉県政記者クラブ　神奈川建設記者会　横浜海事記者クラブ

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局
電話：０４８－６０１－３１５１（代表）　FAX：０４８－６００－１３７０
□総務部　契約課長　　榎本　（内線：２５１１）
□総務部　契約課長補佐　園田　（内線：２５１７）
□企画部　技術調査課長　山下　（内線：３２５１）
□企画部　技術調査課長補佐　傳田　（内線：３２５２）
電話：０４５－２１１－７４１２（代表）　FAX：０４５－２１１－０２０５
　総務部　契約管理官　　小宮　（内線：５８８０）
　総務部　経理調達課長　兒玉　（内線：５８７０）

□は本件の主務課です

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指　名　停　止　措　置　業　者	住　　所
平岩建設株式会社	埼玉県所沢市南住吉8-19

２．指名停止措置期間

令和８年１１月１７日から令和８年１２月２８日まで（６週間）

３．指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

４．事実概要

当該業者は、関東地方整備局発注の「Ｒ４・５玉葉橋取付道路鍋小路地先道路改良工事」において、完成検査前に生じた舗装クラックを補修する際、自社の判断により当初設計とは異なる仕様での補修と不適切な防水部の復旧を行った。これにより雨水の侵入防止が不完全となったことで、床版と軽量盛土材（EPS）間に滞留した雨水により舗装が浮上した。

５．指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年 3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第１第２号（過失による粗雑工事）に該当する。

＜指名停止等の措置要領別表第１第２号＞

措　置　要　件	期　間
（過失による粗雑工事） ２　当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から１ヵ月以上６ヵ月以内